

1 消費者の保護について

ただいまの石田^{ゆうか}悠華議員のご質問にお答え申し上げます。

消費者の保護についてであります。食品の消費期限や原材料、添加物、原産地などが^{ぎぞう}偽造される事件もあり、国の消費者庁が中心となって、食品表示の基準を守らない事業者には、正しい表示をするよう指示し、さらには、食品の回収や業務停止の命令など厳しい処分を行い、消費者の皆さんが安全な食品を購入し食べられるように取り組んでいます。

石田議員は、特に食品を購入する時には、必ず表示されている「重さ」を確認していると思いますが、沼田市では、スーパーマーケットなどを対象に「^{しょうひんりょうもくたちいりけんさ}商品量目立入検査」を行い、実際に市の職員がお店で、食品の「重さ」を量り、表示どおりの「重さ」があるかどうかを調べて、必要があれば改善するよう指導を行っています。

このほか、沼田市には消費生活センターがあって、ここでは、市民

の皆さんからのいろいろな商品に関する疑問や不審な点についての相談を受け付け、その問題解決のためのお手伝いを行っています。

また、消費生活センターでは、食品等の放射性物質検査機器を使い、日常食べることを目的に作ったり、購入したりした食品の放射性セシウムや放射性ヨウ素の濃度をはかって、放射能に対する安全性を確かめ、不安を取り除く取り組みも行っています。

今後も、沼田市では、広報ぬまたや消費生活センターニュースなどを通じて情報をお届けし、ひとりでも多くの方に安全・安心で豊かな消費生活を送っていただけるよう努力していきたいと考えています。

以上申し上げまして、石田^{ゆうか}悠華議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。